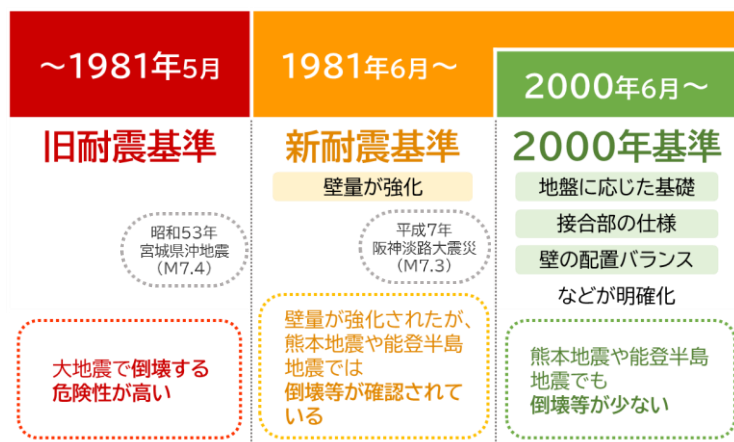


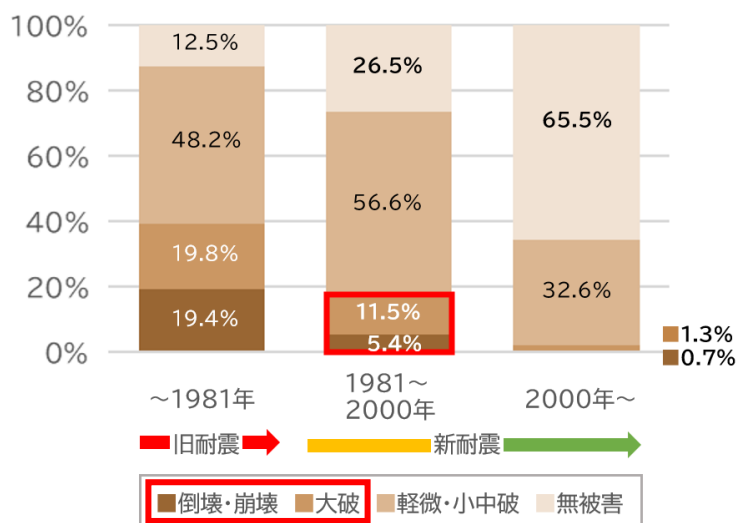
新耐震(～2000年5月着工)の木造住宅をお持ちの方へ

木造住宅無料耐震診断

◆ 耐震基準はどう変わってきたの？



◆ 令和6年能登半島地震における木造の建築時期別の被害状況



新耐震基準の木造住宅でも耐震化が必要かも…？！

耐震基準は、過去の震災を受けて主に2回の大きな改正がありました。

(左図上段参照)

新耐震基準では、壁量が強化され、2000年基準では、柱とはりなどの接合部に金物を取り付けることや壁の配置バランスなどが明確化されるなど、より地震に強い基準が示されました。

平成28年に発生した熊本地震や令和6年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準の建築物に加え、2000年以前に建築された新耐震基準の木造建築物の一部でも倒壊等の被害が確認されています。(左図下段参照)

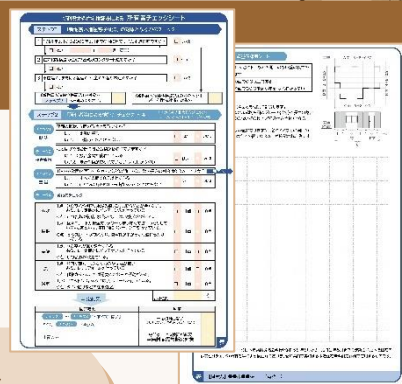
耐震対策
やるなら今だニヤ！

うちは大丈夫かな？と
少しでも気になったら、
まずは自己診断
やってみりん！



自己チェックをしてみましょう！

- 「新耐震木造住宅検証法による所有者チェックシート(2000年5月以前新耐震基準用)」は市HPからもダウンロードできます
- チェックの結果、「一応倒壊しない」と判定された場合は、無料耐震診断の対象にはなりません



判定結果が「専門家による検証が必要」となったら、
専門家による無料耐震診断を受けましょう！

裏面へ

対象住宅・受付期間

対象住宅

※次のいずれにも該当する住宅

- 木造住宅(枠組壁工法、2×4工法を除く)
- 2階建て以下
- 昭和56年(1981年)6月～平成12年(2000年)5月に着工
- 所有者チェックの結果、「専門家による検証が必要」と判定されたもの



お申込みはこちら
※電子申請もできます

受付期間

- 通年

※令和8年度中の診断を希望される方は、令和8年12月28日(月)までにお申し込みください

診断の流れ・必要な手続き



所有者チェック

判定の結果、
「専門家による検証
が必要」となったら

- ご自身でご自宅の耐震性をチェックしてください
- 判定結果が「専門家による検証が必要」の場合に、
無料耐震診断をお申込みいただけます

※「新耐震木造住宅検証法による所有者チェックシート」
を使用してください



診断申込み

1～2週間程度

- 所有者チェックシートを添えて、市建築課へ提出
してください(持参、FAX、郵送、電子申請可)



日程調整

- 耐震診断員(建築士)から直接電話が入ります
現地調査の日時を決めてください

※市が派遣する診断員かどうか確認したい場合は、
建築課へお問い合わせください



現地調査・立会い

1～2か月後

- 調査では、建物の内部や外部を目視調査します
- 天井裏や床下も確認します
- 図面があればご用意ください



診断結果の報告

- 診断員が報告書をお持ちし、ご説明します

● 耐震診断員とは？

県の耐震診断員養成講習会を受講した地元の建築士です。県の登録証を携帯しています。

● 準備は？

現地調査の立会い(1～2時間程度)が必要です。

既存図面をなるべく用意し、天井や床下点検口など速やかに点検できるようにしてください。

【お問合せ先】

安城市 建築課 建築指導係 (電話:0566-71-2241)
(安城市役所 北庁舎3階)

